

中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ： 中国の外商投資性公司（外資系持株会社）が直面する実務問題

投資性公司とは、事業会社への直接投資を目的とする法人、いわゆる「持株会社」のことをいいます。そのうち、外国資本の持株割合が25%以上である持株会社を「外商投資性公司」といいます。2005年以降日本法人を含む多くの外国法人は、ローカル企業の買収や投資済みの子会社の一括保有を目的とする外商投資性公司を設立してきました。

今回は、これらの外商投資性公司が、当初予定していた目的を達成させる過程において直面する実務上の様々な問題点を紹介します。

1. ローカル企業の買収

中国では、投機目的のための外貨の元転を原則禁止しています。投資性公司による企業買収もその例外とはされないため、投資性公司が中国のローカル企業を買収する際には、投資先毎に対価として使用できる資金源は制限されています。

		投資先		
		中国法人		外国法人
資金源		人民幣	外貨	外貨
資本金	人民幣	○	×	×
	外貨	×	○	○
利益等	人民幣	○	○	○
借入金	人民幣	×	×	×
	外貨	×	○	×

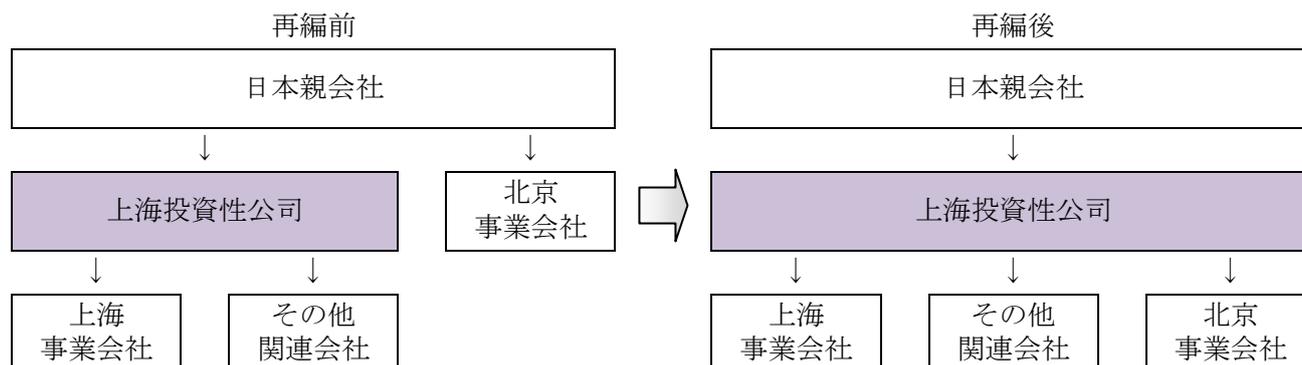
(参考法令: 匯發 [2011] 45号、商資函[2011]1078号、銀監發[2008]84号)

上表のとおり、中国法人を買収する資金として、外貨で払い込まれた資本金または借入金を元転して使うことができません。よって、余剰な外貨を保有しながら、買収対価として使用するための人民幣を、新たな増資により調達した日本企業も少なくありません。

投資性公司の主たる事業は直接投資ですので、原則として生産活動に従事してはなりません。最低資本金が3,000万米ドル以上とされている外商投資性公司にとっては、外貨資金の活用は大きな課題となっています。

2. 投資済み子会社の一括保有

投資性公司を設立した後、多くの日本企業は、それまでに中国で設立した事業会社を投資性公司の傘下に統合するための再編を試みました。その際、一番多く採用されるのは、事業会社の持分をもって投資性公司に現物増資するスキームです。





Grant Thornton

An instinct for growth™

しかし、上記の現物増資スキームの実行にあたっては、次のような実務問題が生ずることが指摘されています。

① 特殊税務処理の申請

原則として、上図の現物増資を行う日本親会社は、北京事業会社の持分を上海投資性会社に譲渡したものとみなされ、譲渡益の10%相当額の企業所得税¹を、所轄課税機関に申告・納税をしなければなりません。ただし、一定の条件を満たした場合は、課税の繰り延べ（以下「特殊税務処理」という）を申請することができます(財税[2009]59号)。

本事例の場合、源泉徴収義務者である上海投資性会社の所轄税務機関に申請手続きを行うことになります。

② 手続きの所要時間

持分による現物増資手続きには、上海投資性会社の増資手続きと北京事業会社の株主変更手続きの二つの手続きが必要となります。具体的には、上海と北京の所轄商務局、工商行政管理局、外貨管理局、税務局等、複数の政府機関の許可を得る必要があります、すべての行政手続きを完了させるのに約7-8カ月の期間を要します。また、特殊税務処理を申請する場には、さらに2-3カ月の期間を見込んでおく必要があります。

③ 専門機関の手数料

持分による現物増資手続きを行う際には、法律事務所が発行する北京事業会社持分の合法性を証明するための法律意見書、評価会社が発行する北京事業会社の企業価値評価報告書、会計事務所が発行する上海投資性公司の新規増加資本の验资証明書などを提出しなければなりません(商務部令[2012]第8号)。これらの書類を専門機関に作成させるのに、数百万円の手数料が必要となります。

わざわざ投資性公司を設立したにもかかわらず、以上のような実務問題の対処に手間取り、事業会社の一括保有計画を先送りする結果となっている企業も少なくありません。

お見逃しなく！

2014年3月に国务院は「国务院のさらなる企業買収再編市場環境の最適化に関する意見」(国発[2014]14号)公布し、特殊税務処理の適用範囲を拡大する意向を明確にしました。また、2014年3月1日から改正された会社法および会社登記手続きの関連法令により、資本金の验资証明書が不要になるなど、登記手続きは緩和されつつあります。投資性公司に関連する再編手続きも今後見直されることを期待できそうです。

¹ 日本親会社が中国に恒久的施設(PE)を有する場合を除きます。